

## 国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案への対応

### 1 趣旨

平成22年12月9日、国家公安委員会から、国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案につき、(1)捜査及び調査の徹底、(2)個人情報情報が掲出された者に対する保護その他の警察措置、(3)情報保全の徹底・強化の3点について指示。

同指示に基づき、警察において種々の対応を進めているところ、今般、国家公安委員会に対し推進状況を報告。

### 2 対応

#### (1) 本件に対する捜査及び調査

警視庁は、データ掲出の発信元等につき捜査を行い、差押えも随時実施。解明すべきIPアドレス等は多数に上り、国外のサーバも関係することから、所要の国外捜査を推進。

情報の外部への持ち出しの可能性についても捜査・調査中であるが、対象となるデータは膨大。

引き続き、あらゆる可能性を視野に入れて必要な捜査及び調査を推進。

#### (2) 個人情報情報が掲出された者に対する保護その他の警察措置

個人情報情報が掲出された方で連絡することが可能なものに対し、諸事情を勘案し、個別に面会するなどして、必要な措置を確認するための取組みを推進。

取組みにおいては、嫌がらせ事案等の発生の有無の確認、緊急時の連絡先の教示、防犯指導等を実施。

#### (3) 情報保全の徹底・強化

本事案発生後、警備部門における情報保全の実態について、全国実地調査を実施、また、平成22年12月、警備局に「情報保全に関するプロジェクト・チーム」を設置。

全国実地調査結果とプロジェクト・チームによる検討結果等を踏まえ、本年1月、警備部門において今後講ずるべき方策として、「情報の持ち出しを物理的に困難にする情報システムの確立」、「運用管理の徹底」等を全国都道府県警察に指示。

本年4月から6月にかけて、指示事項の進捗状況について監察を実施。

### 3 おわりに

今後も引き続き、あらゆる可能性を視野に入れて必要な捜査及び調査に組織の総力を挙げて取り組み、一日も早い事実の究明を図ることとしている。